



# 宮 崎 県 公 報

平成25年3月28日(木曜日)号外 第17号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

訓 令	頁	○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…… (行政経営課) 3
○宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令…… (総務課) 1		○宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令…… ( “ ) 8

## 訓 令

宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令をここに公表する。  
平成25年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第1号

本 庁  
各 出 先 機 関

### 宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令

宮崎県電子署名規程 (平成17年訓令第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
(電子署名を付与する電子文書の発信者名)	(電子署名を付与する電子文書の発信者名)																				
第5条 電子署名を付与した電子文書は、次に掲げる職名及び署名をもって発信するものとする。 (1)～(7) [略] (8) 観光交流推進局長 (9) 畜産・口蹄疫復興対策局長 (10)～(12) [略]	第5条 電子署名を付与した電子文書は、次に掲げる職名及び署名をもって発信するものとする。 (1)～(7) [略] (8) 観光物産・東アジア戦略局長 (9) 畜産新生推進局長 (10)～(12) [略]																				
2 [略] (鍵情報等の使用)	2 [略] (鍵情報等の使用)																				
第14条 [略]	第14条 [略]																				
2 [略]	2 [略]																				
3 鍵情報等は、公印取扱主任の執務場所以外に持ち出し、使用することができない。	3 鍵情報等は、公印取扱主任の執務場所以外に持ち出し、使用することができない。 <u>ただし、鍵情報等管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u>																				
	4 前項ただし書の規定により鍵情報等を持ち出そうとするときは、 <u>鍵情報等持ち出し承認願 (別記様式第5号) により鍵情報等管理者の承認を受けなければならない。</u>																				
別表 (第6条関係)	別表 (第6条関係)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>電子署名に用いる職名</th> <th>鍵情報等管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>観光交流推進局長</td> <td>観光交流推進局観光推進課長</td> </tr> <tr> <td>畜産・口蹄疫復興対策局長</td> <td>畜産・口蹄疫復興対策局復興対策推進課長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	電子署名に用いる職名	鍵情報等管理者	[略]		観光交流推進局長	観光交流推進局観光推進課長	畜産・口蹄疫復興対策局長	畜産・口蹄疫復興対策局復興対策推進課長	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>電子署名に用いる職名</th> <th>鍵情報等管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>観光物産・東アジア戦略局長</td> <td>観光物産・東アジア戦略局観光推進課長</td> </tr> <tr> <td>畜産新生推進局長</td> <td>畜産新生推進局畜産振興課長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	電子署名に用いる職名	鍵情報等管理者	[略]		観光物産・東アジア戦略局長	観光物産・東アジア戦略局観光推進課長	畜産新生推進局長	畜産新生推進局畜産振興課長	[略]	
電子署名に用いる職名	鍵情報等管理者																				
[略]																					
観光交流推進局長	観光交流推進局観光推進課長																				
畜産・口蹄疫復興対策局長	畜産・口蹄疫復興対策局復興対策推進課長																				
[略]																					
電子署名に用いる職名	鍵情報等管理者																				
[略]																					
観光物産・東アジア戦略局長	観光物産・東アジア戦略局観光推進課長																				
畜産新生推進局長	畜産新生推進局畜産振興課長																				
[略]																					

別記様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第 5 号 (第 14 条関係)

鍵情報等持ち出し承認願

殿	記 号 番 号  年 月 日   所 属 長 名
次のとおり鍵情報等の持ち出しをしたいので承認願います。	
証明書の名義	
証明書の種類	
電子署名を付与する文書名	
持ち出し時間	
電子署名使用者職氏名	
鍵情報等保管責任者職氏名	
【持ち出し事由】	

(注) 承認の場合は、この承認願の写しに承認印を押して交付し、又は承認の旨を通知する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 2 号

本 庁  
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後							
別表第 1（第 3 条関係）						別表第 1（第 3 条関係）							
[略]						[略]							
付表						付表							
1～4 [略]						1～4 [略]							
5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条第1項及び第49条第2項の規定による社会福祉法人の定款及び合併の認可に関すること。						5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条第1項、 <u>第46条第2項</u> 及び第49条第2項の規定による社会福祉法人の定款、 <u>解散</u> 及び合併の認可 <u>及び認定</u> に関すること。							
6～18 [略]						6～18 [略]							
別表第 2（第 4 条関係）						別表第 2（第 4 条関係）							
本庁各課共通専決事項						本庁各課共通専決事項							
[略]						[略]							
付表						付表							
予算執行伺及び支出負担行為専決区分						予算執行伺及び支出負担行為専決区分							
[略]						[略]							
備考						備考							
1 建設工事の設計変更に係る予算執行伺は、 <u>全額課長専決</u> とする。						1 建設工事の設計変更に係る予算執行伺 <u>及び支出負担行為</u> は、 <u>課長専決</u> とする。							
2 1以外の当初の予算執行伺金額の変更に伴う予算執行伺は、 <u>全額課長専決</u> とする。ただし、変更後の金額が当初金額の100分の130以下に限る。						2 1以外の変更に係る <u>予算執行伺及び支出負担行為</u> は、 <u>課長専決</u> とする。ただし、変更後の金額が当初金額の100分の130を超えるときは、当該変更後の額により専決区分を決定する。							
別表第 3（その 1）（第 4 条関係）						別表第 3（その 1）（第 4 条関係）							
本庁各課特定専決事項						本庁各課特定専決事項							
課	副 知 事 専 決 事 項	部長特 定専決 事項	次長 特定 専決 事項	課長特定専決事項		課 長 補 佐 特 定 専 決 事 項	課	副 知 事 専 決 事 項	部長特 定専決 事項	次長 特定 専決 事項	課長特定専決事項		課 長 補 佐 特 定 専 決 事 項
[略]						[略]							
危機 管理 課				[略]			危機 管理 課		1 災 害援 助の 実施 に関 する こと		[略]		

[略]		[略]	
福祉 保健 課	1 災 害 援 助 の 実 施 に 関 す る こ と ○ 2 [略]		
[略]		[略]	
健康 増進 課	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 14号）、母子保健法（昭和40年法律第 141号）、児童福祉法（昭和22年法律第 164号）、らい予防法の廃止に関する法律（平成 8 年法律第28号）、障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）、特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年 5 月 28日定め）、宮崎県特定不妊治療費助成金給付要綱（平成16年 4 月 1 日定め）及び宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領（平成20年 3 月 3 日定め）に基づく医療費その他の公費の決定に関すること。 2～5 [略]		1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 14号）、母子保健法（昭和40年法律第 141号）、児童福祉法（昭和22年法律第 164号）、らい予防法の廃止に関する法律（平成 8 年法律第28号）、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第 123号）、特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年 5 月 28日定め）、宮崎県特定不妊治療費助成金給付要綱（平成16年 4 月 1 日定め）及び宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領（平成20年 3 月 3 日定め）に基づく医療費その他の公費の決定に関すること。 2～5 [略]
[略]		[略]	
環境 管理 課	1 公害健康被害の補償等に関する法律（ <u>昭和48年法律第 111号</u> ）による次の事務（1）～（5） [略] 2～5 [略]		1 公害健康被害の補償等に関する法律による次の事務（1）～（5） [略] 2～5 [略]
[略]		[略]	
畜産 課	[略] 2 薬事法（昭和35年法律第 145号）による次の事務（1）第30条第 1 項の規定による動物用医薬品の配置販売業の許可及び許可の更新に関すること。（2）第33条第 1 項の規定による動物用医薬品配置販売業従事者の身分証明書 <sup>の</sup> の交付に関すること。 3 家畜伝染病予防法（昭和	[略]	1 [略]

			<p><u>26年法律第 166号) 第17条に規定する家畜伝染病患畜の殺処分命令に関すること</u></p> <p>。</p> <p>4 <u>みつばち転飼取締条例 (昭和31年宮崎県条例第12号) 第3条第1項の規定による転飼の許可に関すること</u></p> <p>。</p> <p>5 <u>家畜改良増殖法 (昭和25年法律第 209号) による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第24条の規定による家畜人工授精所の開設の許可に関すること。</u></p> <p>6 [略]</p>					<p>2 <u>蜜蜂転飼条例 (昭和31年宮崎県条例第12号) 第3条第1項の規定による転飼の許可に関すること。</u></p>
								<p>3 [略]</p>
						家畜防疫対策課		<p>1 <u>薬事法 (昭和35年法律第145号) による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第30条第1項の規定による動物用医薬品の配置販売業の許可及び許可の更新に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第33条第1項の規定による動物用医薬品配置販売業従事者の身分証明書</u>の交付に関すること。</p> <p>2 <u>家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第 166号) 第17条に規定する家畜伝染病患畜の殺処分命令に関すること</u></p> <p>。</p> <p>3 <u>家畜改良増殖法 (昭和25年法律第 209号) による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第24条の規定による家畜人工授精所の開設の許可に関すること。</u></p>
		[略]					[略]	
		建築住宅課		[略]	1～9 [略]			1～9 [略]
					<p>10 <u>都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号) による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第54条第1項 (第55条第2項において準用する場合を含む。) の規定による認定に関すること</u></p> <p>。</p> <p>(2) <u>第54条第3項 (第55</u></p>			

	<p>条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知に関すること</p> <p>○</p> <p>(3) 第56条の規定による報告の徴収に関すること</p> <p>○</p> <p>(4) 第57条の規定による改善命令に関すること。</p> <p>(5) 第58条の規定による認定の取消しに関すること。</p>								
[略]					[略]				

別表第5 (第5条関係)

別表第5 (第5条関係)

出先機関の長特定専決事項					出先機関の長特定専決事項				
[略]					[略]				
西臼杵支庁					西臼杵支庁				
1～1の5 [略]					1～1の5 [略]				
1の6 宮崎県内水面漁業調整規則(昭和39年宮崎県規則第24号)による次の事務(県内に住所を有する者に係るものに限る。)					1の6 宮崎県内水面漁業調整規則による次の事務(県内に住所を有する者に係るものに限る。)				
(1)・(2) [略]					(1)・(2) [略]				
1の7 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)による次の事務					1の7 水産業協同組合法による次の事務				
(1)～(3) [略]					(1)～(3) [略]				
2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務					2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務				
(1) 次に掲げる場合における第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関すること					(1) 次に掲げる場合における第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関すること				
○					○				
ア 学術研究の目的又は鳥獣による被害の防止の目的で狩猟鳥獣、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、トビ、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ又はノヤギの捕獲をしようとする場合					ア 学術研究の目的又は鳥獣による被害の防止の目的で鳥獣(狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成17年政令第169号)別表第1に掲げる外来生物(哺乳類及び鳥類に限る。)、タイワンシロガシラ、ドバト及びノヤギに限る。)の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする場合(国若しくは県が行う場合、所管する区域をまたがる場合又は飛行場の区域で行う場合を除く。)				
イ 学術研究の目的又は鳥獣による被害の防止の目的でカルガモ、キジバト、ドバト、ニューナイスズメ、スズメ、ハジボソガラス又はハシブトガラスの卵を採取しようとする場合									
ウ 飼養の目的でホオジロ又はメジロの捕獲をしようとする場合									
エ [略]					イ [略]				
(2)～(7) [略]					(2)～(7) [略]				
3～14 [略]					3～14 [略]				
[略]					[略]				
こども療育センター					こども療育センター				
児童に係る受診券の交付及び再交付に関すること。					児童に係る受診券の交付及び再交付に関すること。				
精神保健福祉センター					精神保健福祉センター				
1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法					1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による次の事				

律第 123号) による次の事務

(1)～(18) [略]

2 [略]

3 障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) による次の事務 (精神通院医療に係るものに限る。)

(1)～(7) [略]

4 障害者自立支援法施行令 (平成18年政令第10号) 第33条第1項の規定による医療受給者証の再交付に関すること (精神通院医療に係るものに限る。)

児童相談所

1 [略]

2 児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第27条第1項第3号の規定により児童福祉施設に入所している児童に係る治療用装具の交付に関すること。

3 児童に係る受診券の交付及び再交付に関すること。

みやざき学園

1 児童に係る受診券の交付及び再交付に関すること。

[略]

農林振興局

1～1の8 [略]

1の9 宮崎県漁業調整規則 (昭和39年宮崎県規則第23号) による次の事務 (県内に住所を有する者に係るものに限る。)(中部農林振興局、南那珂農林振興局、児湯農林振興局及び東臼杵農林振興局に限る。)

(1)～(5) [略]

1の10～1の12 [略]

2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務

(1) 次に掲げる場合における第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関すること

。

ア 学術研究の目的又は鳥獣による被害の防止の目的で 狩猟鳥獣、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、トビ、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ又はノヤギの捕獲をしようとする場合

イ 学術研究の目的又は鳥獣による被害の防止の目的で カルガモ、キジバト、ドバト、ニューナイスズメ、スズメ、ハジボツガラス又はハシブトガラスの卵を採取しようとする場合

ウ 飼養の目的で ホオジロ又はメジロの捕獲をしようとする場合

エ [略]

(2)～(7) [略]

3・4 [略]

[略]

別表第7 (第5条関係)

西臼杵支庁 西臼杵支庁総務課長専 西臼杵支庁主務課長専

務

(1)～(18) [略]

2 [略]

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による次の事務 (精神通院医療に係るものに限る。)

(1)～(7) [略]

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第33条第1項の規定による医療受給者証の再交付に関すること (精神通院医療に係るものに限る。)

児童相談所

1 [略]

2 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により児童福祉施設に入所している児童に係る治療用装具の交付に関すること。

[略]

農林振興局

1～1の8 [略]

1の9 宮崎県漁業調整規則による次の事務 (県内に住所を有する者に係るものに限る。)(中部農林振興局、南那珂農林振興局、児湯農林振興局及び東臼杵農林振興局に限る。)

(1)～(5) [略]

1の10～1の12 [略]

2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務

(1) 次に掲げる場合における第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関すること

。

ア 学術研究の目的又は鳥獣による被害の防止の目的で 鳥獣 (狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第1に掲げる外来生物 (哺乳綱及び鳥綱に限る。)、タイワンシロガシラ、ドバト及びノヤギに限る。)の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする場合 (国若しくは県が行う場合、所管する区域をまたがる場合又は飛行場の区域で行う場合を除く。)

イ [略]

(2)～(7) [略]

3・4 [略]

[略]

別表第7 (第5条関係)

西臼杵支庁 西臼杵支庁総務課長専 西臼杵支庁主務課長専

次長専決事項	決事項	決事項	次長専決事項	決事項	決事項		
[略]	1～3 [略] 4 公用自動車の使用承認に関すること。	1～4 [略]	[略]	1～3 [略]	1～4 [略] 5 公用自動車の使用承認に関すること。		
別表第 9 (第10条関係)			別表第 9 (第10条関係)				
出先機関名	第 1 代決者	第 2 代決者	第 3 代決者	出先機関名	第 1 代決者	第 2 代決者	第 3 代決者
[略]				[略]			
港湾事務所 東九州自動車道用地 事務所	[略] 副所長			港湾事務所	[略]		

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 3 号

本 庁  
各出先機関

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員の駐在に関する規程（平成19年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
所属機関	駐 在 場 所	担当区域	担当事務	所属機関	駐 在 場 所	担当区域	担当事務
[略]				[略]			
工事検査課	[略]	延岡市 日向市 東臼杵郡 (東臼杵 農林振興 局の所管 に属する 区域に限 る。) 西臼杵郡	森林土木工事の 検査に関するこ と。	工事検査課	[略]	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵 郡	[略]
	延岡市愛宕町2丁目 15番地（延岡総合庁 舎内）	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵 郡	[略]		延岡市愛宕町2丁目 15番地（延岡総合庁 舎内）		[略]
[略]		[略]		[略]		[略]	
水産試験場	[略]			水産試験場	[略]		
				宮崎家畜保健衛生所	日南市南郷町中村甲 1232番地1（南那珂 農業改良普及センタ ー内）	日南市 串間市	1 家畜衛生に 関すること。 2 家畜伝染病 に関すること 。
				都城家畜	小林市駅南 300番地	小林市	1 家畜衛生に



保健衛生所	(西諸県農業改良普及センター内)	えびの市 西諸県郡	関すること。 2 家畜伝染病に関すること 。
延岡家畜保健衛生所	西臼杵郡高千穂町大字三田井3364番地39 (西臼杵農業改良普及センター内)	東臼杵郡(門川町及び美郷町を除く。)西臼杵郡	1 家畜衛生に関すること。 2 家畜伝染病に関すること 。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

